ご長寿おめでとうございます

敬老の日にちなみ、今年の敬老の日（9月18日）で75歳以上になられた皆さんに心から感謝の意を表し、長寿をお祝いするため敬老祝品を贈呈いたしました。

対象者

75歳～99歳の方　3、450人
100歳以上の方　10人

（平成18年9月18日現在）

年齢	氏名	住所
105歳	小川ゆ里	（寺方2）
104歳	田子さゑ	（本町2）
103歳	片山志げ	（上町4）
102歳	加瀬ノブ	（原方）
	伊藤たつ	（尾垂六区）
101歳	田口ソノ	（上町4）
	鈴木志茂	（本町1）
	清水ハナ	（光楽園）
100歳	椎名庄一	（木戸）
	若梅久	（栗山1）

―敬称略―

町内最高齢の小川ゆ里さん

お知らせ

今年の町主催による敬老会・金婚式は行いません。

65歳以上の方!!

介護保険料の納め忘れはありませんか？

～給付制限Q＆A～

●65歳を過ぎても元気だし、介護保険のサービスを利用するようになってから納めれば良いのでは？

　介護保険は、介護を必要とする方とその家族を社会全体で支える制度です。
　保険料を滞納していると、介護サービスが必要になったときに滞納していた期間に応じて、給付制限を受けることになります。

●給付制限とは、具体的にどのようなことですか？

・１年以上滞納していると…………いったん費用の全額が自己負担になります。
・１年６ヶ月以上滞納していると…支払方法が変更されるうえ、一時差止めといって、滞納保険料の額を払い戻しの金額から控除します。
・２年以上滞納していると…………時効になり、後から納めることはできません。
滞納期間に応じて、サービスの利用料が１割から３割に引き上げられます。

●どのような介護サービスが、給付制限の対象になりますか？

給付制限は、利用する介護サービスすべてが対象になります。

●給付制限を受ける場合、事前に連絡はありますか？

要介護認定の申請の際に、保険料の納付状況を確認し、滞納があればお知らせします。

　介護保険は、老後の支えです。いざというときのために、納め忘れの期間がないように納期を守って確実に納めましょう。

※問い合わせ　福祉課介護班　☎82―1114